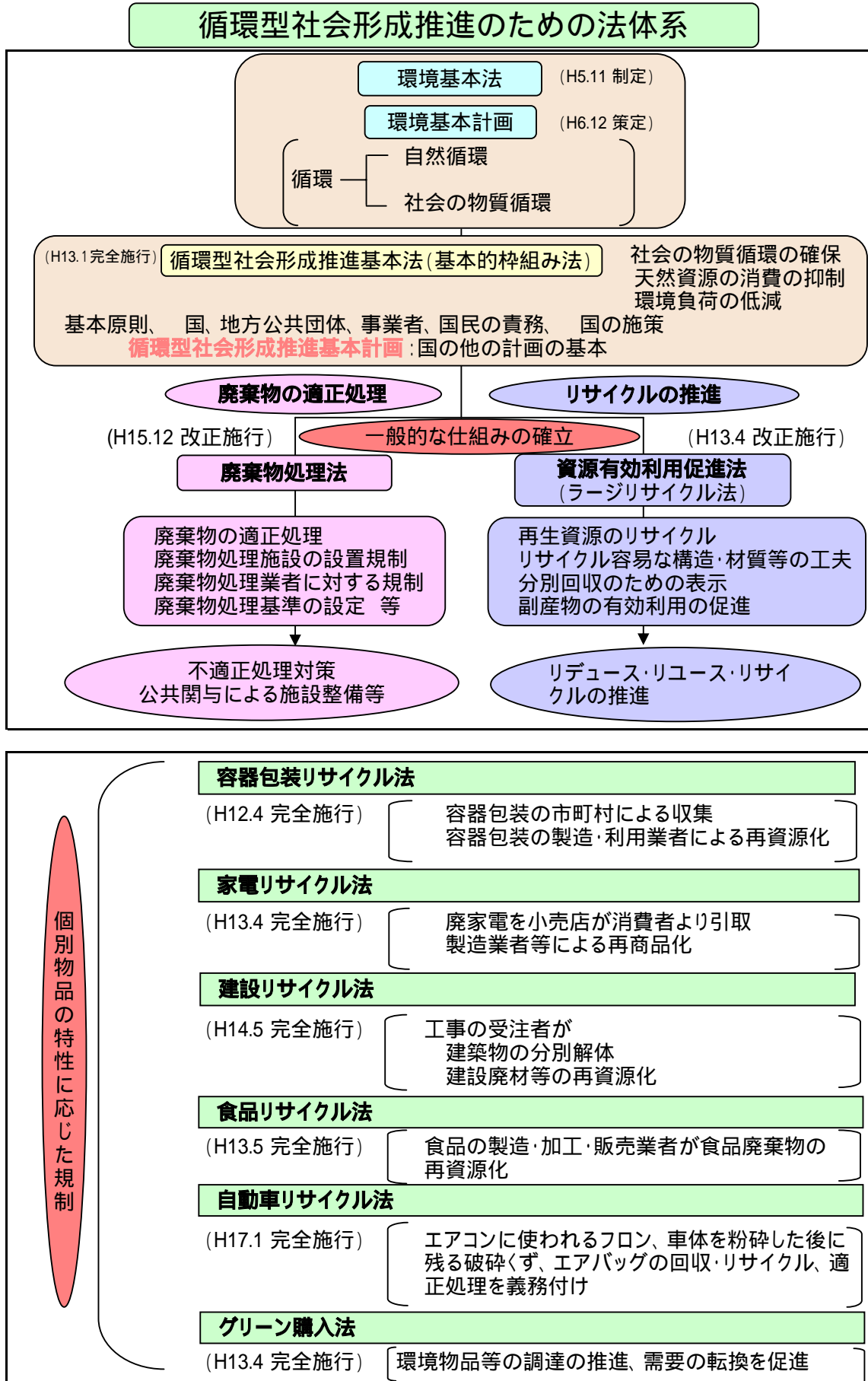


環境法体系

Q1 . 循環型社会形成の推進のための法体系はどうなっていますか

A 循環型社会形成推進基本法を始め、建設リサイクル法や廃棄物処理法との関係については、以下の図に示すとおりです。



循環型社会推進計画に関連する法律及び計画の概要

法律等名称	概 要
環境基本法	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。
循環型社会形成推進基本法	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るための基本的な枠組みを定めている。
循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法では、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府に対して、循環型社会形成推進基本計画の策定を義務付けており、平成15年3月に閣議決定されている。
廃棄物処理法	廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、社会情勢等の変化に伴い、必要に応じて一部改正が行われている。
廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針	廃棄物処理法に基づき、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めたもので、平成9年度を基準年としたうえで、平成17年度、平成22年度における一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、最終処分量の目標量が定められている。
資源有効利用促進法 (ラージリサイクル法)	10業種・69品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置づけ、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組を求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務づけられている。
容器包装リサイクル法	一般家庭から排出されるゴミの容積比で6割、重量比で2～3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化している。
家電リサイクル法	平成13年4月以降、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機を特定家庭用機器として位置づけており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進している。
建設リサイクル法	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けている。
食品リサイクル法	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進している。
自動車リサイクル法	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレッターダストのリサイクル)を負担することが義務付けられている。
家畜排泄物管理適正化利用促進法	家畜排泄物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排泄物処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資することを目的としている。
グリーン購入法	国等の公的部門による環境物品等の調達を推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としている。
島根県環境基本条例	地球規模の環境問題や廃棄物の問題等に対しては、従来の事業者を規制の対象にした法体系だけでなく、広く県民一般の日常生活に係る理解と協力が不可欠であることから、環境保全全般についての基本的な事項を統一的に定めている。
島根県環境基本計画	島根県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を定めている。